

広告NG事例ファイル

vol.10

【内容】平成29年11月7日

消費者庁は、葛の花由来イソフラボンを機能性関与成分として、

瘦身効果を標ぼうする機能性表示

食品の販売事業者16社に対し、16社が供給する機能性表示食品の表示について、景品表示法に違反する行為（同法第5条第1号（優良誤認）に該当）が認められたことから、同法第7条第1項の規定に基づき、措置命令を行なった。

【違反表示】

例えば、痩せた女性の写真とともに、「お腹周りの脂肪を減らしたい」、「きびしい食事制限はしたくない」と記載したうえで、「葛の花イソフラボン青汁がオススメ」と記載。

あたかも、対象商品を摂取するだけで、誰でも容易に内臓脂肪（及び皮下脂肪）の減少による、外見上、

体の変化を認識できるまでの腹部の瘦身効果が得られるかのようにつき表示をしていた。

【実際】

前記の表示について、当庁は16社に対し、それぞれ当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めたところ資料が提出された。しかし、当該資料はいずれも、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示すものとは認められなかった。

【命令の概要】

一 対象商品の内容について、一般消費者に対する誤認排除措置、再発防止及び不作為を命じた。

また、すでに一般消費者に対する誤認排除措置を講じている事業者12社については、再発防止及び不作為を指示した。

丸の内ソレイユ法律事務所
弁護士 成 眞 海氏



本件は機能性表示食品に対して措置命令が出された初めての事案です。機能性表示食品では、消費者庁に届け出た機能性を表示することが可能です。葛の花由来イソフラボンを含む食品では、おおむね「肥満気味な方の体重やお腹の脂肪（内臓脂肪と皮下脂肪）やウエスト周囲径を減らすのを助ける機能がある」といった機能性の表示が届け出られていました。今回の措置命令は、届け出られた機

能性自体を否定したわけではなく、それを超えて、外見上認識できるほどの瘦身効果が得られる、とまで表示したことを優良誤認だと判断しています。機能性表示食品は届出制であり、消費者庁が機能性を確認しているわけはありません。したがって、そもそも届け出られた機能性自体がないことがわかれば、機能性の表示そのものが優良誤認になることもあり得ますので注意が必要です。